

舞 監 第 54 号
令和5年3月23日

舞鶴市議会議長 上羽 和幸 様

舞鶴市監査委員 川口 孝文
舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎
(公印省略)

行政監査の結果報告及び措置状況

地方自治法第199条の規定により、監査基準に関する規程に準拠して監査を実施したので、その結果を同条第9項により下記のとおり提出し、措置状況について同条第14項により併せて公表する。

記

1 監査の種類

行政監査（同条第2項）

2 監査の対象

- (1) 対象項目 公有財産に関する事務
- (2) 対象部 市長公室、健康・子ども部、福祉部、市民文化環境部、議会、消防

3 監査の着眼点

公有財産に関する事務が、地方自治法や公有財産管理規則に基づいて執行されているかを主眼として実施した。

4 監査の主な実施内容

監査基準に関する規程第15条に規定する監査等の手続及び第16条の実施すべき監査等の手続の適用により、関係職員から聴取を行うなど、通常の監査方法により実施した。

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局
- (2) 日程 令和4年10月1日から令和5年3月22日まで

6 監査の意見及び結果

- (1) 意見 公有財産管理規則に規定する財産台帳が未整備のもの、財産台帳はあるものの関係書類や必要事項の記載が不十分なものなどが見受けられた。市の財産を長期にわたり管理する上で、財産台帳はその状況を次代へ伝える重要な書類であることから、適切に記録等を行い業務が円滑となるように努められたい。
- (2) 結果 次の行政監査結果報告書兼措置状況通知書のとおり

行政監査結果報告書兼措置状況通知書

《健康子ども部》

・対象課 子ども支援課 ・期間 令和4年10月31日～12月5日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○財産台帳 財産台帳が未整備であるので、公有財産管理規則に基づき、適正に整備されたい。	公有財産管理規則に基づき、資産マネジメント推進課等と連携し、適切に対応します。

・対象課 幼稚園・保育所課 ・期間 10月31日～11月28日

○財産台帳 財産台帳が見当たらない。公有財産管理規則に基づき、得喪変更があれば記載の上、提出されたい。	財産台帳の所在を確認し提出します。
--	-------------------

・対象課 地域医療課 ・期間 11月14日～令和5年1月13日

○財産台帳 財産台帳が未整備であるので、公有財産管理規則に基づき、適正に整備されたい。	「舞鶴市休日急病診療所」の財産台帳については開設当時に運営していた一般社団法人舞鶴地域医療連携機構が財産台帳を未整備のまま市へ譲渡されたものです。今後、市において整備します。
--	---

《福祉部》

・対象課 福祉企画課 ・期間 11月14日～12月27日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○財産管理 浜地区の土地及び建物について、平成27年に20年間の使用貸借契約を締結している。 (1) 令和2年の5.8㎡の一部移管や駐輪場が契約書に反映されていない。契約を変更されたい。 (2) 公有財産貸付調書等が見当たらないので、整備されたい。	(1) 移管部分を除いた形で契約変更を行います。 (2) 公有財産貸付等調書については、現在運用の変更を検討されているとの事で、資産マネジメント推進課と調整します。

・対象課 障害福祉・国民年金課 ・期間 11月28日～令和5年1月12日

○財産台帳 財産台帳が未整備であるので、公有財産管理規則に基づき、適正に整備されたい。	財産台帳を整備します。
--	-------------

《市民文化環境部》

・対象課 市民課 ・期間 12月12日～令和5年1月19日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○財産管理 (1) 集会所の管理委託契約を昭和62年に締結しているが、自動更新条項を規定しているため、30年以上にわたり内容や契約者が変わらない状態が続いている。	(1) 管理委託契約を見直し、更新するよう検討します。

<p>契約書に手書きの追加があり、契約を見直されたい。</p> <p>(2) 斎場の建物台帳について、公有財産管理規則で建物の増減等を記載しなければならないが記載がない。次代の担当者に経過が分かるように増減を記録されたい。</p> <p>(3) 公有財産を貸付しているが、同規則第 13 条等に規定の公有財産貸付調書が見当たらない。</p>	<p>(2) 斎場建物の増減を調べ、記載が必要な増減があれば記載します。</p> <p>(3) 公有財産貸付調書を再生し保管します。</p>
--	--

・対象課 図書館課 ・期間 令和 5 年 1 月 16 日～2 月 10 日

<p>○財産台帳</p> <p>財産台帳が未整備であるので、公有財産管理規則に基づき、適正に整備されたい。</p>	<p>整備しました。</p>
---	----------------

・対象課 地域づくり支援課 ・期間 1 月 16 日～2 月 10 日

<p>○ 財産台帳</p> <p>財産台帳が見当たらなかった。公有財産管理規則では、財産台帳を管理し、必要に応じて得喪変更の事由の記録や関係図面との符号が求められているので、規則に基づいた管理に努められたい。</p>	<p>公有財産管理規則に基づき、管理いたします。</p>
--	------------------------------

・対象課 清掃事務所 ・期間 1 月 30 日～2 月 24 日

<p>○ 財産台帳</p> <p>建物台帳は整備されているが、土地台帳は未整備であったので作成されたい。</p>	<p>財産台帳（土地・建物）を備え付けます。</p>
--	----------------------------